

# 多文化共生社会を目指す意義について

## (1) 外国人住民の社会参画を促進すること

すべての市民がお互いを尊重し合う関係を築くということは、外国人住民も等しく必要な情報や行政サービスが得られるようにすることであり、それが外国人住民自らの特性を活かして社会参画することにつながります。

## (2) 地域社会の人権意識が向上すること

お互いの立場や文化的背景を認め合うということは、日本国憲法や国際人権規約などにおける「人権尊重」の趣旨であり、外国人の人権を保障することだけでなく、一人ひとりの個性を尊重する機運が高まり、地域社会の人権意識の向上につながります。

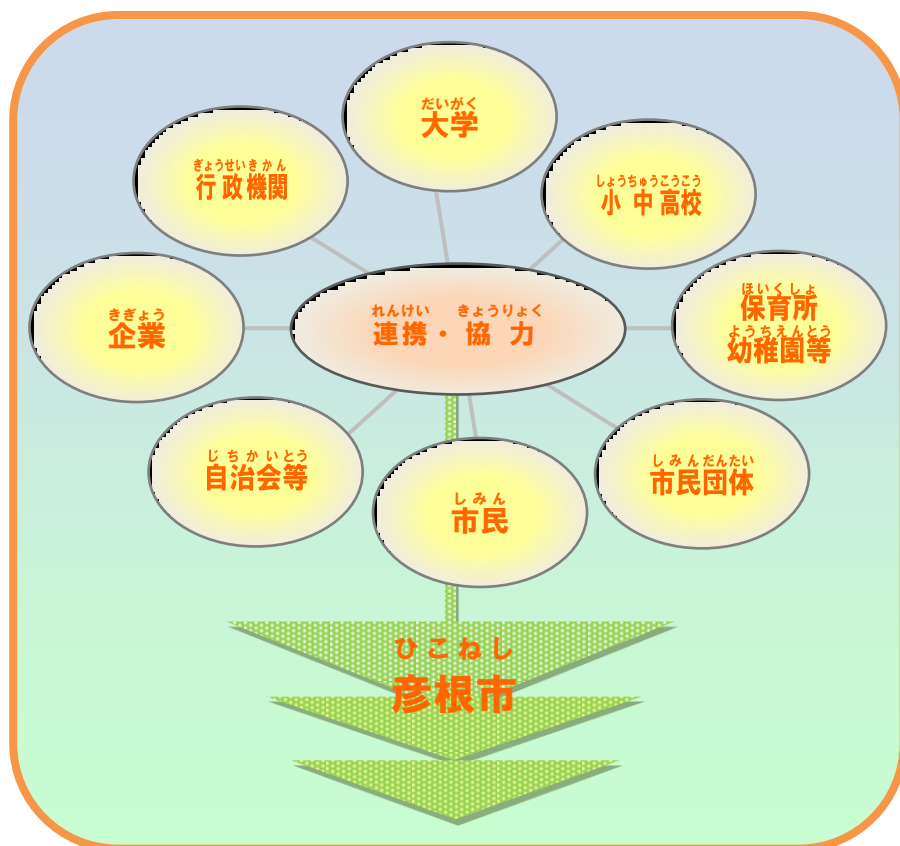
## (3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと

多文化共生社会とは、外国人住民に必要な支援をすることにとどまらず、ユニバーサルデザインの視点を含めた地域づくりのことであり、市民や社会全体が協働・連携していくことにつながります。

## (4) 地域社会に新しい活力が生まれること

外国人住民が対等に社会参画することによって、これまで以上に新しい発想やアイデアを生み出す原動力となります。お互いが豊かな国際感覚を身につけることは、グローバル化が進む地域社会を支える新しい活力になっていきます。

さまざまな人々が当事者として連携・協力して、主体的に関わっていくことが必要です。



## 彦根市多文化共生推進プラン

発行年月日：平成29年3月

発行：滋賀県彦根市人権政策課

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

(8月14日からは

〒522-8523

滋賀県彦根市大東町2番28号

に引越します)

TEL 0749-30-6113

FAX 0749-24-8577

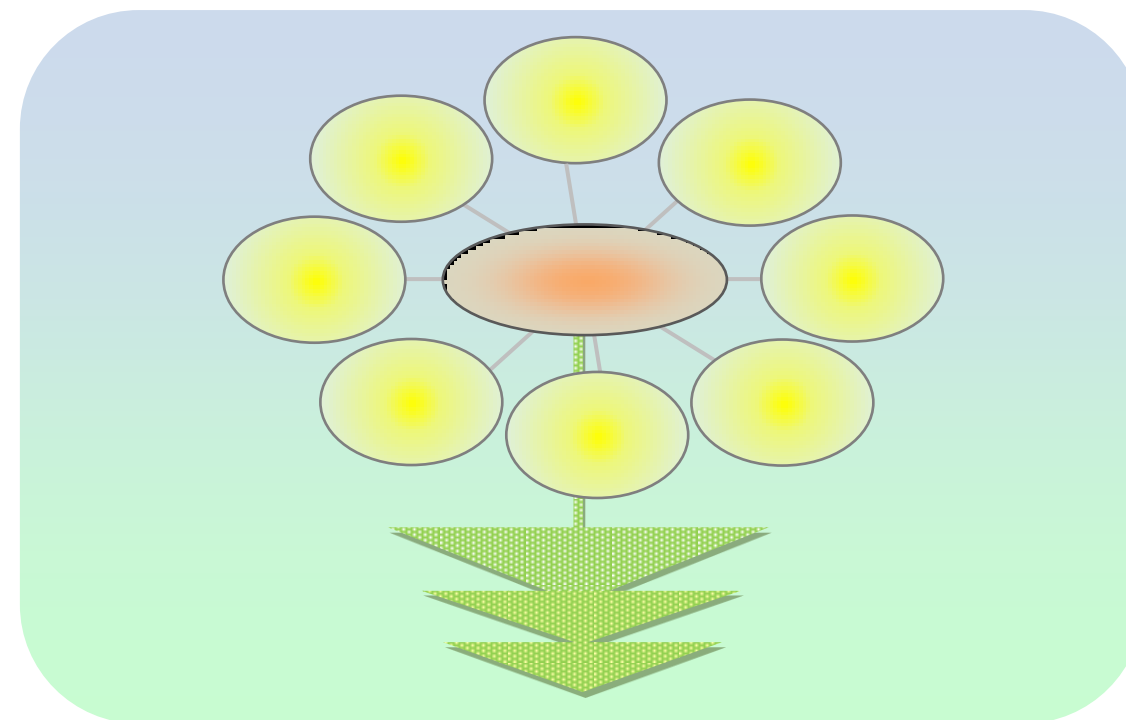
E-mail kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp

URL <http://www.city.hikone.shiga.jp/>

# 彦根市多文化共生推進プラン

## ともにいきいきと暮らせるまち ひこね

がいようばん  
概要版



本市において、外国人住民の人口は増加しており、2016年9月現在2,249人が在住しています。本市では、これらの外国人住民に対し、多言語での情報発信や通訳の配置などの取組をこれまで進めてまいりましたが、依然として様々な課題も残っています。このようなことから、本市では、外国人住民、日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに全ての市民が協働して多文化共生のまちづくりを展開するため、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定しました。

2017年3月

彦根市

がいの  
プランの概要

きほんもくひょう  
基本目標



てんかい  
展開

ともにいきいきと暮らせるまち  
ひこね

1 コミュニケーション支援  
\*情報の多言語化  
\*日本語および日本社会について学習  
機会の提供

2 安心して生活するための環境づくり  
\*居住の環境づくり  
\*子どもがのびのび育つ環境づくり  
\*教育・労働の環境づくり  
\*社会保障・医療の環境づくり  
\*防災・減災の環境づくり

3 多文化共生の地域づくり  
\*地域社会に対する意識啓発  
\*外国人住民の社会参画と共助  
\*多様性を活かした地域づくり

おも とりくみないよう いちぶばっすい  
プランの主な取組内容 (一部抜粋)

・市のホームページやSNS等を活用して、多言語に翻訳された行政情報や案内などを広く発信します。  
・日本語ボランティアや市民団体による日本語教室の定期的、継続的な開催を充実させるために必要な支援を行います。  
・外国人住民向けに、相談員や相談窓口を設置します。

・担当部署・関係機関に対して、「多文化ソーシャルワーク」に関する研修を実施します。  
・外国人児童生徒を対象とした母語教室・子ども多文化クラブなどを開催します。  
・市立病院での医療通訳員(ポルトガル語)を配置します。  
・「災害時外国人支援ガイドライン」、やさしい日本語を使った「避難マニュアル」などを作成します。

・「人権のまちづくり懇談会」などにおいて、多文化共生をテーマにした講演や研修を実施します。  
・多文化共生サポーターを広く市民から募集します。  
・外国人住民が関わる活動やイベントに関する情報を多様なメディアを通じて発信します。



多  
文  
化  
共  
生  
社  
会  
の  
実  
現

- ◆ ともに = すべての市民がお互いを尊重し合う関係
- ◆ いきいきと = 一人ひとりの個性が発揮される